

# 市民税・県民税申告書の書き方

- ・現住所…記入時点の住所をご記入ください。・申告書はボールペン等ではっきり記入(鉛筆不可)してください。
- ・1月1日現在の住所…現住所と違う場合に記入し、現住所と同じなら「同上」とご記入ください。
- ・氏名・フリガナ・生年月日…ご本人を確認する大切な項目ですので、必ずご記入ください。
- ・電話番号…記入内容についてお問い合わせするときの連絡先の番号をご記入ください。
- ・個人番号…申告される方のマイナンバー(個人番号)をご記入ください。

**申告書の提出期限**  
**3月17日(月)まで**

## 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

各項目の詳細は、裏面の一覧表をご確認ください。

### ・雑損控除

災害や盗難等による損害について一定の控除を受けられる控除です。証明等が必要になりますので、詳しくは税務課までお問い合わせください。

### ・医療費控除

裏面を参考に計算していただきますが、医療機関(薬局含む)別、個人別に集計した明細書を添付してください。領収書原本は、原則5年間保管が必要です。明細書の記入がないと受けられません。

### ・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

裏面を参考に計算していただきますが、証明書を申告書の裏面に添付してください。

### ・生命保険料控除・地震保険料控除

裏面を参考に計算していただきますが、証明書を申告書の裏面に添付してください。

### ・寡婦控除

この控除を受けようとするときは、死別・離別等の事由を必ずご記入ください。合計所得金額が500万円以下の場合が対象です。

### ・ひとり親控除

その年の12月31日時点で婚姻をしていない、また事実上婚姻と同様の事情にあると認められる人がいない方で、総所得金額等が48万円以下の同一生計の子があり、合計所得金額が500万円以下のひとり親が対象です。

### ・障害者、配偶者、扶養の各控除

この控除を受けようとするときは、該当になる方の氏名・フリガナ・個人番号・生年月日・障害等級などを必ずご記入ください。

配偶者、扶養の各控除では、所得が48万円を超えると対象になりませんので、もう一度ご確認ください。

16歳未満の扶養親族(「年少扶養」)は、「扶養控除」の氏名記入欄の下「16歳未満の扶養親族」の記入欄に別にご記入ください。

別居している方の場合には、申告書裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者の場合は区分もご記入ください。

\*「同一生計配偶者」とは、申告者の配偶者でその申告者本人と生計を一にするもののうち、合計所得金額が48万円以下の人です。

\*「同一生計配偶者」と「年少扶養」は、障害者控除や非課税判定の対象に含まれます。

令和6年中に所得がなかった方は、申告書裏面の下欄「16」(点線以下)に1年間の様子をご記入ください。また、「2 所得金額」の合計②欄には「0」をご記入ください。

家族の申告や年末調整で扶養親族等になっている方は申告の必要はありませんが、所得がなく誰の扶養にもなっていない方で国民健康保険に加入している方は、所得0円で申告していないと国民健康保険税の軽減対象にならないことがありますのでご注意ください。

- ・市民税・県民税の申告では所得税の精算はできません。所得税の還付を受けようとする場合は、確定申告をしてください。
- ・16歳未満の扶養親族、同一生計配偶者については、市民税・県民税の非課税限度額の算定等に影響がありますので、必ずご記入ください。
- ・申告相談会場は大変混雑しますので、市役所1階税務課に直接ご持参いただくか、郵送による申告にご協力ください。
- ・申告用紙は、市役所税務課又は各支所に置いてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

## ■ 公的年金等に係る雑所得の速算表

※年齢は、令和6年12月31日現在で判定します

年齢区分	収入金額(A) 円	割合(B)%	控除額(C) 円
65歳未満	～ 1,299,999	100	600,000
	1,300,000 ～ 4,099,999	75	275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	85	685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	95	1,455,000
	10,000,000 ～	100	1,955,000
65歳以上	～ 3,299,999	100	1,100,000
	3,300,000 ～ 4,099,999	75	275,000
	4,100,000 ～ 7,699,999	85	685,000
	7,700,000 ～ 9,999,999	95	1,455,000
	10,000,000 ～	100	1,955,000

※公的年金に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円超の場合、以下のとおり左表の控除額を各々引き下げます。

- ・他の所得が1,000万円超2,000万円以下の場合…10万円
- ・他の所得が2,000万円超の場合…20万円

<送付先>

〒394-8510

岡谷市幸町8-1

岡谷市役所 税務課 市民税担当 宛

<お問い合わせ>

電話 23-4811 (内線1121、1122、

1125～1127)

$$(A) \times (B) - (C) = \text{公的年金等に係る雑所得の金額}$$

■ 給与所得の速算表 (B=A÷4(千円未満切捨))

給与等の収入金額(A) 円	給与所得の金額 円
～ 550,999	0
551,000～ 1,618,999	A-550,000
1,619,000～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000～ 1,799,999	B×2.4+100,000
1,800,000～ 3,599,999	B×2.8-80,000
3,600,000～ 6,599,999	B×3.2-440,000
6,600,000～ 8,499,999	A×0.9-1,100,000
8,500,000～	A-1,950,000

■ 医療費控除

(支払医療費の合計額-Iの金額)-ロの金額  
 イ…保険金などで補てんされる金額  
 ロ…10万円(総所得金額の合計額が200万円未満の人はその5%の金額)

※控除の限度額 200万円

■ 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

〔特定一般用医薬品-Iの金額〕-12,000円  
 等購入費の支払額

※控除の限度額 88,000円  
 (従来の医療費控除と選択による適用)

\*健康の保持増進及び疾病予防への取組を行った年分に限る。

■ 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除

支払額全額(国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、個人型確定拠出年金[イデコ]の掛金等)

■ 寄附金税額控除

市・県民税では、住所地の県共同募金会、住所地の日本赤十字社支部、地方公共団体への寄附及び県の条例で指定された団体(特定非営利活動法人等)に対する寄附が対象です。

(寄附金額(イ) - 2千円) × 税率10%(市民税6%・県民税4%) = 寄附金税額控除額【基本控除】①  
 (イ)…総所得金額等の30%が寄附金額より少ない場合はその金額

地方公共団体への寄附金(ふるさと納税分)については、上記の控除額に以下の部分の控除額が加算されます。  
**【特例控除】② (注)特例控除対象外の自治体あり。**

〔地方公共団体への寄附金-2千円〕×〔90%-0~45% (所得税の限界税率) × 1.021〕× (市民税3/5・県民税2/5)

※ただし、特例控除額の上限は、市・県民税所得割額〔課税標準額×税率10%-調整控除〕の2割です。

○地方公共団体に寄附を行った場合、①と②の合計額が翌年度の市民税・県民税所得割額から控除されます。

■ 人的所得控除額一覧表(市・県民税)

※年齢は令和6年12月31日現在で判定

控除の種類		控除額	
基礎控除	合計所得額 2,400万円以下	43万円	
	2,400万円を超え2,450万円以下	29万円	
	2,450万円を超え2,500万円以下	15万円	
	2,500万円を超え	0円	
配偶者控除	申告者の合計所得金額 900万円以下	33万円	
	900万円を超え950万円以下	22万円	
	950万円を超え1,000万円以下	11万円	
老人配偶者控除 (70歳以上)	合計所得金額 900万円以下	38万円	
	900万円を超え950万円以下	26万円	
	950万円を超え1,000万円以下	13万円	
勤労学生控除	合計所得金額75万円以下 (勤労によらない所得が10万円を超える場合は対象外)	26万円	
扶養控除	年少扶養親族 (16歳未満)	0円	
	一般の控除対象扶養親族 (16歳～18歳、23歳～69歳)	33万円	
	特定扶養親族 (19歳以上23歳未満)	45万円	
	老人扶養親族	同居老親等以外 (70歳以上)	38万円
		同居老親等 (70歳以上)	45万円
障害者控除	一般障害者	26万円	
	特別障害者 (身体障害者手帳1、2級および同等以上)	同居の扶養親族以外	30万円
		同居の扶養親族	53万円
寡婦控除	(①夫と離婚後、再婚しておらず、子以外の扶養親族がいる ②夫と死別後、再婚していない ①か②のいずれかを満たす場合で、合計所得金額が500万円以下)	26万円	
ひとり親控除	(①生計を同じくする子がいる [総所得金額等が48万円以下] ②単身者で合計所得金額が500万円以下 ①と②の両方を満たす場合)	30万円	

■ 生命保険料・地震保険料控除額一覧表(市・県民税)

		支払金額	控除額
生命保険料控除	新契約	12,000円以下	支払額全額
		12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円
		32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円
		56,000円超	一律28,000円
生命保険料控除	旧契約	15,000円以下	支払額全額
		15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
		40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
		70,000円超	一律35,000円
・一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) ・一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) (注)・新契約…平成24年1月1日以後締結分 ・旧契約…平成23年12月31日以前締結分			
地震保険料控除	保地 料震	50,000円以下	支払額×1/2
		50,000円超	25,000円(限度額)
	害旧 保長 險期 料損	5,000円以下	支払額全額
		5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円
		15,000円超	10,000円(限度額)
※1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、どちらかの保険料の選択となります。合計適用限度額 25,000円			

## 『配偶者控除および配偶者特別控除』

配偶者控除および配偶者特別控除の制度改正について、2019年度から個人住民税への適用が始まっています。

配偶者控除は本人の合計所得金額に応じて控除額が逓減し、配偶者特別控除は本人および配偶者の合計所得金額に応じて控除額が逓減します。(下表)

### ■ 配偶者控除・配偶者特別控除一覧表(市・県民税)

(単位:万円)

配偶者の給与年収 (合計所得金額)	103以下 (~48)	150以下 (~95)	155以下 (~100)	160以下 (~105)	166.8未満 (~110)	175.2未満 (~115)	183.2未満 (~120)	190.4未満 (~125)	197.2未満 (~130)	201.6未満 (~133)	201.6以上 (133超)
受けられる 納税義務者の 給与年収(合計所得金額)	配偶者 控除※	配偶者特別控除									対象外
1,095以下 (~900)	33 (38)	33	33	31	26	21	16	11	6	3	0
1,145以下 (~950)	22 (26)	22	22	21	18	14	11	8	4	2	
1,195以下 (~1,000)	11 (13)	11	11	11	9	7	6	4	2	1	
1,195超 (1,000超)		0									

※ 控除額欄の下段カッコ書きは、老人控除対象配偶者(70歳以上の配偶者)の控除額

### 【配偶者控除】

配偶者控除を受けることができる納税義務者は、前年の合計所得金額が1,000万円以下である者に限ることとなり、1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。

前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者について、控除額は納税義務者の前年の合計所得金額に応じて上表のようになります。配偶者の合計所得金額が、48万円以下の場合に適用があります。

### 【配偶者特別控除】

配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下である場合に配偶者特別控除が受けられることとなり、前年の合計所得金額が1,000円以下である納税義務者について、控除額は納税義務者の前年の合計所得金額に応じて上表のようになります。配偶者の合計所得金額が100万円超になると、配偶者特別控除の控除額は階段状に減額され、133万円超になると控除額は0円となります。

## 『所得金額調整控除』

給与と所得控除の見直しにより、子育て世帯や介護世帯に負担増が生じないよう所得金額調整控除が創設されています。

次の(1)または(2)の場合には、調整控除額を給与所得の金額から控除します。

(1)給与収入が850万円を超える方で、下記のいずれかに該当する場合

- ①自身が特別障害者
- ②年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ③特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する者

◆控除額=[給与収入(1,000万円が限度)－850万円]×10%

※給与収入が1,000万円を超える場合は、一律15万円となります。

(2)給与と所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、両方合わせて10万円を超える場合

◆控除額=[給与と所得控除後の給与所得(10万円が限度)＋公的年金等に係る雑所得(10万円が限度)]－10万円

※最大10万円を限度に給与所得の金額から控除します。

【注】(1)および(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後の金額から(2)の金額を控除します。

この控除は、扶養控除と異なり同一生計内のいずれか一方のみに適用するという制限がありません。よって、夫婦それぞれの収入金額が850万円を超えており、上記に該当する扶養親族を有する場合は、夫婦双方が控除の適用対象となります。